解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

三重県多気郡大台町菌一八二番地

社団法人菌報徳社

代表清算人　疇地　徳男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

三重県多気郡大台町本田木屋一一六番地

社団法人本田木屋報徳社

代表清算人　小掠　友行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

三重県多気郡大台町小切畑三八九番地

社団法人小切畑報徳社

代表清算人　水谷　清吾

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

三重県多気郡大台町清滝八五番地

社団法人清水報徳社

代表清算人　村田　克已

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

奈良県吉野郡吉野町大字三茶屋三三三番地の三

財団法人三茶屋自治会

代表清算人　中谷又一郎

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年一月六日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

広島県東広島市豊栄町鍛冶屋九六三番地二

賀茂郡豊栄町吉原土地改良区

清算人代表　西尾　久男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

千葉県習志野市大久保三丁目一一番一四号

特定非営利活動法人まちかどＮＰＯ笑い声と歌

清算人　駒村　禎子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

大阪市北区豊崎三丁目二〇番一〇号豊崎大明ビル三〇三号

財団法人福山職業指導学振興財団

清算人　有本　欽哉

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十一月二十日開催の第二十二回総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十日

兵庫県宝塚市旭町三丁目二番一〇号　株式会社三和建設内

宝塚市川面北土地区画整理組合

清算人　喜多　毅

配当公告

福井市若栄町九〇五番地

破産者　藤井株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十一年（フ）第一九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六億五千十八万八百五十七円

一、配当することのできる金額

金三千八百六十九万三千八百七十五円

平成二十四年一月三十日

福井市春山一丁目八番二号

破産管財人　宮本　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北烏山二丁目一四六三番地、最後の住所秋田県北秋田市阿仁前田字菅ノ沢七三番地　被相続人　亡　細田　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日

秋田県大館市東台四丁目四番八一号、事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三　川田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県海老名市国分北一丁目三一一六番地三、最後の住所神奈川県秦野市落合六六六番地の一　神奈川病院重心病棟

被相続人　亡　秋山　博康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番地四八号ジャンボーナックビル七〇一

相続財産管理人　弁護士　伊奈　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於市末吉町諏訪方二七六四番地四、最後の住所神奈川県厚木市愛甲二三七六番地一ライオンズマンション愛甲石田二〇八

被相続人　亡　出水　周次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル弁護士法人小田原三の丸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙梨　陽輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区前田町五〇八番地一、最後の住所横浜市戸塚区上矢部町四六二番地一モアコート戸塚三一三号

被相続人　亡　佐藤　清弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日

横浜市中区日本大通一七　ＪＰＲ横浜日本大通ビル一〇階　横浜平和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　義貴